

マイナンバーカードを利用した オンライン転出届のお知らせ

～令和5年2月6日からスタートします～

転出届について、マイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能になります。このサービスを利用する方は、転出するに当たり占冠村役場（戸籍担当窓口）への来庁が原則不要となります。

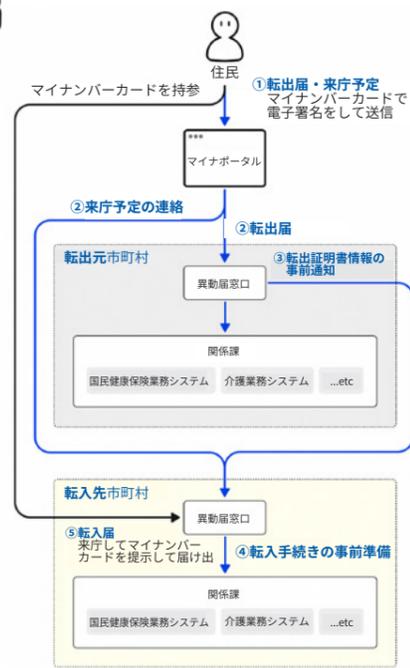
電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しをする方がご利用いただけます。ご自身（単身）での引っ越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方が引っ越しする場合でも利用可能です。

《ご注意ください！》

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、改めて転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要となりますのでご注意ください。詳細はデジタル庁ホームページをご覧ください。

●デジタル庁ウェブサイト

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/



☎ 住民課戸籍担当 56 - 2123

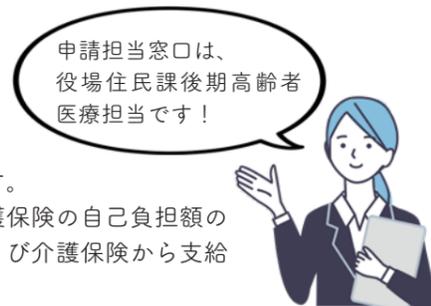
後期高齢者医療のお知らせ

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。



自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並の所得者	【課税所得690万円以上】	212万円
		【課税所得380万円以上】	141万円
		【課税所得145万円以上】	67万円
2割	一定以上所得者		56万円
1割	一般	住民税非課税世帯	
		区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 56 - 2122

年金のお知らせ

国民年金前納割引制度(口座振替前納)



保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでお得です。

うっかり忘れて納付期限を過ぎていた、忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという方は、便利な口座振替をご利用ください。

振替方法は次から選択

- ① 2年前納（4月～翌々年3月分）
- ② 1年前納（4月～翌年3月分）
- ③ 6か月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- ④ 当月末振替（早割）
※本来の納付期限よりも1か月早く口座振替する方法です。
- ⑤ 翌月末振替
※保険料の割引はありません。

振替方法によって割引額が変わります

令和4年度の割引額は次のとおりですので参考にしてください。（令和5年度の保険料額は、令和5年2月下旬に告示される予定です。）

【令和4年度の振替方法別割引額】

振替方法	正規の保険料	1回あたりの納付額	割引額
① 2年前納	397,320円	381,530円	15,790円
② 1年前納	199,080円	194,910円	4,170円
③ 6か月前納	99,540円	98,410円	1,130円
④ 当月末振替	16,590円	16,540円	50円
⑤ 翌月末振替	16,590円	16,590円	なし

口座振替前納の申込期限

口座振替での令和5年度分2年前納、1年前納、6か月前納（4月～9月分）の申込期限は、**令和5年2月末まで**です。

すでに口座振替で前納の方は再度の申し込みは不要です。ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更する場合は、再度申し込みが必要となります。なお、保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけませんので、ご注意ください。郵送によるお申し込みの場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。

口座振替に加え、現金・クレジットカード納付による2年前納が可能です

前納の各手続方法は以下のとおりです。なお、口座振替による割引額と現金・クレジットカード納付による割引額には差がありますのでご注意ください。

(1) 口座振替の場合

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口、または年金事務所（郵送も可）へご提出ください。申込期限は毎年2月末です。

※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、基礎年金番号通知書や年金手帳、納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

(2) クレジットカードの場合

「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入の上、年金事務所（郵送も可）へご提出ください。申込期限は毎年2月末です。

(3) 現金の場合

現金による2年前納をご希望される旨を年金事務所にお申し出ください。申出書をお送りいたします。お申し出後は、4月以降に納付書を発送いたします。

☎ 住民課戸籍担当 56 - 2123